

第12回厚生科学審議会 医薬品販売制度改正検討部会	資料
平成17年4月28日	2

## 検討項目5「消費者への周知等」、検討項目6「情報通信技術の活用」及び検討項目8「その他（インターネット販売、特例販売業等のあり方）」について

医薬品販売制度改正検討部会において整理された検討項目5「消費者への周知等」、検討項目6「情報通信技術の活用」及び検討項目8「その他（インターネット販売、特例販売業等のあり方）」を議論するにあたり、詳細に検討する必要がある事項や留意する必要がある事項等について、次の頁以降、各論点ごとに掲げた。

### 《目次》

1. 消費者への周知等	
(論点19・論点23) . . . . .	1頁
(論点20) . . . . .	7頁
(論点21) . . . . .	10頁
(論点22) . . . . .	16頁
2. 情報通信技術の活用	
(論点24) . . . . .	19頁
3. その他	
(論点25) . . . . .	21頁
(論点26) . . . . .	25頁

## 1. 消費者への周知等

(論点19) 医薬品の効能効果、副作用の情報等について、消費者（国民）にどのように普及啓発していくか。

(論点23) 消費者の適正使用を促すためのその他の方策について、どう考えられるか。

### (1) 普及啓発すべき内容

医薬品の適正使用による国民の保健衛生の向上に向け、その役割や性質等の基礎的な知識について消費者（国民）に普及啓発すべきであるが、その内容として次のようなものが考えられるが、どうか。

- ・ 医薬品の性質（作用と副作用等）
- ・ 正しい使用（用法・用量を守ること等）
- ・ 正しい保管管理
- ・ 適正使用による被害の救済制度
- ・ その他

### (2) 普及啓発すべき主体

上記の情報を消費者（国民）に普及啓発する主体としては、次のようなものが考えられるが、どうか。

- ・ 厚生労働省（医薬品医療機器総合機構）
- ・ 製造販売業者の団体
- ・ 医薬品販売業者の団体
- ・ 地方自治体
- ・ その他

### (3) 普及啓発の手段・方法

医薬品の適正使用について消費者（国民）に普及啓発する手段としては、次のようなものが考えられるが、どうか。

- ・ 店頭での普及啓発（口頭・文書）
- ・ 行政による広報を用いた普及啓発
- ・ 医薬品の製造販売業者による宣伝・広報を用いた普及啓発
- ・ その他

## 《参考》

### 1. 外箱及び添付文書の記載事項に関する規定

#### ○薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)(抄)

(直接の容器等の記載事項)

第五十条 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
- 二 名称(日本薬局方に収められている医薬品にあつては日本薬局方において定められた名称、その他の医薬品で一般的名称があるものにあつてはその一般的名称)
- 三 製造番号又は製造記号
- 四 重量、容量又は個数等の内容量
- 五 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
- 六 第四十二条第一項の規定によつてその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他その基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
- 七 日本薬局方に収められていない医薬品にあつては、その有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)
- 八 習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—習慣性あり」の文字
- 九 前条第一項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—医師等の処方せんにより使用すること」の文字
- 十 厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、その使用の期限
- 十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第五十一条 医薬品の直接の容器又は直接の被包が小売のために包装されている場合において、その直接の容器又は直接の被包に記載された第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号に規定する事項が外部の容器又は外部の被包を透かして容易に見ることができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が記載されていなければならない。

(添付文書等の記載事項)

第五十二条 医薬品は、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意
- 二 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方においてこれに添付す

る文書又はその容器若しくは被包に記載するように定められた事項

三 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、その基準においてこれに添附する文書又はその容器若しくは被包に記載するように定められた事項

四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第五十三条 第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条に規定する事項の記載は、他の文字、記事、図画又は図案に比較して見やすい場所にされていなければならない。かつ、これらの事項については、厚生労働省令の定めるところにより、当該医薬品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語による正確な記載がなければならない。

(記載禁止事項)

第五十四条 医薬品は、これに添付する文書、その医薬品又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に、次に掲げる事項が記載されてはならない。

一 当該医薬品に関し虚偽又は誤解を招くおそれのある事項

二 第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けていない効能又は効果（第十四条第一項又は第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその基準を定めて指定した医薬品にあつては、その基準において定められた効能又は効果を除く。）

三 保健衛生上危険がある用法、用量又は使用期間

## 2. 「くすりと健康の週間」について

### 平成16年度「薬と健康の週間」実施要綱

#### 1 目的

本週間は、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

#### 2 実施期間

平成16年10月17日（日）から10月23日（土）までの1週間

#### 3 実施機関

主 催 厚生労働省、都道府県、（社）日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会  
後 援 文部科学省、（独）医薬品医療機器総合機構、日本製薬団体連合会  
（社）全日本薬種商協会、（財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター  
全国配置家庭薬協会及び全国医薬品小売商業組合連合会

#### 4 実施事項

## (1) 総論

医薬品及び薬剤師の役割についての正しい知識を消費者の間に普及させるため、次の事項に重点を置き、主催者は相互に緊密な連絡を取り、後援者の協力を得てそれぞれの実情に即した運動計画を策定して実施するものとする。

特に医薬分業が各地域で円滑に推進されるように、薬剤師が行う服薬指導や薬歴管理の大切さを一人でも多くの国民が実感できるように、ポスター等啓発資材を用いて積極的な運動を展開するものとする。

ア 医薬品はその性質上、医師、薬剤師等専門家に相談して使用すべきことを周知徹底させること。

イ 医薬分業は、薬剤師の薬歴管理、服薬指導を通じて、服用薬の相互作用等の有無の確認、医薬品使用に対する正しい理解を促進することにより医療の質の向上を図ろうとする趣旨であり、これについて周知徹底させること。

ウ かかりつけ薬局は重複投与や相互作用の確認等により、医薬分業の質をより一層高めることが可能であることから、これについて周知徹底させること。

エ 医薬品については、使用時期、使用量、使用方法などを守り、使用上の注意を十分に参照して、正しい使用を周知徹底させること。

特に高齢者については、肝・腎機能低下のため副作用が起こりやすく、複数の診療科受診による重複投与、相互作用又は記憶力・注意力低下による誤用等の問題があることから、なお一層医薬品の正しい使用を周知徹底させること。

さらに、患者への情報提供を徹底するために、薬剤師の側からの患者に対する声かけが重要であり、これについて周知徹底させること。

オ 医薬品は、光、熱、湿気などによって、品質の低下を招くことがあるので、一定の状態で保存する必要があることを周知徹底させること。

カ 医薬品は、子供の手の届く所へ置くなど不注意な取扱いをすと思わぬ事故の原因となることを周知徹底させること。

キ 薬剤師の医療及び公衆衛生面における活動の現状に鑑み、薬剤師の役割についての正しい知識を周知徹底させること。

ク 本週間の目的を踏まえ、次の事項についても積極的な推進に努めること。

(ア) シンナー、覚せい剤等の恐ろしさを周知させ、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開する。

(イ) 地域住民に対し、献血への理解を求める普及啓発を行う。

ケ 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度の周知徹底を図ること。

## (2) 厚生労働省及び(社)日本薬剤師会における実施事項

ア 広報機関等による啓発宣伝

(ア) 厚生労働省及び(社)日本薬剤師会は、自己の広報機関を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により積極的な協力を求めて、本週間の趣旨の普及徹底を図る。

(イ) 厚生労働省及び(社)日本薬剤師会は、薬事関係団体及び製造業者の協力

を得て、当該製造業者のテレビ、ラジオの提供番組又は新聞等の広告紙面を利用して、本週間の趣旨の徹底を図る。

イ 印刷物の作成配布

厚生労働省及び（社）日本薬剤師会は、広報資料として「薬と健康の週間」に関するポスター、リーフレット等を作成して都道府県、都道府県薬剤師会等に配布する。

ウ 薬事功労者の表彰

厚生労働大臣は、薬事功労者を表彰する。

(3) 都道府県及び都道府県薬剤師会における実施事項

ア 広報機関等による啓発宣伝

都道府県及び都道府県薬剤師会は、自己の広報機関を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により積極的な協力を求めて、本週間の趣旨の徹底を図る。

イ 各種催し物等の実施

(ア) 都道府県知事は、薬事功労者、優良薬局を表彰する。

(イ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、講演会、座談会、映画会、医薬品相談所、展示会等の催し物を開催して本週間の趣旨の徹底を図る。

(ウ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、教育委員会を通じて学生生徒に対し、学校薬剤師による薬の正しい使い方についての講演会等を実施することにより本週間の趣旨の徹底を図る。

(エ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、関係団体の協力を得て座談会等を開催し、家庭の主婦に対し薬の正しい使い方について啓発宣伝を行う。

(オ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、老人クラブ等の協力を得て薬の相談会等を開催し、高齢者に対し薬の正しい使い方について啓発宣伝を行う。

(カ) 都道府県薬剤師会は、薬剤師の社会的役割について啓発宣伝に努める。

(キ) 都道府県薬剤師会は、医薬品、化粧品等の検査を行うことを通じて、薬剤師の活動分野を紹介する。

(ク) 都道府県薬剤師会は、医薬分業の推進について小地区ごとに薬剤師会、医師会、歯科医師会の懇談会を開催し、その実現に努める。

(ケ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、薬局及び医薬品販売業の適正な在り方及びその社会的な役割について関係者に対する指導研修を行う。

(コ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、本週間の趣旨の徹底を図るため、製造業者の協力を得て報道関係者の製薬工場の見学を実施し、その理解と協力を求める。

(サ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、本週間の趣旨の徹底を図るため、病院診療所等の協力を得て報道関係者による医薬分業を実施している病院・診療所、薬局等の見学会を実施し、医薬分業への理解と協力を求めるようにする。

(シ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、地域医療機関・薬局マップの作成、掲示に努める。

(ス) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、関係者の協力を得て地域住民に対し、  
献血への理解を求める普及啓発を行うとともに、シンナー、覚せい剤等の恐  
ろしさを周知させ、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開する。

ウ その他

この要綱に掲げるもののほか、各種関係団体と連絡を取り、相互に協調し、  
それぞれの実情に即した運動を実施するようにする。

(論点20) 消費者への情報提供を行う専門家と他の従業員との  
識別方法について、どう考えるか。

(1) 識別する必要性

消費者への情報提供を行う専門家と他の従業員とについて消費者が識別できるようにする必要性は何か。そのメリットとしてはどのようなものが考えられるか。

(2) 識別方法

消費者から見てわかりやすい識別方法としては、次のようなものが考えられるが、どうか。

- ・ 名札（着用の有無、色の違い等）
- ・ 衣服（色の違い等）
- ・ 館内放送（専門家の在・不在の放送）
- ・ 販売可能時間（勤務ローテーション）の掲示（店内・店外）

《参考》

1. 配置販売業における規定

○薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号) (抄)

(配置従事者の身分証明書)

第三十三条 配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事してはならない。

2 前項の身分証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○薬事法施行規則(昭和三十六年厚生労働省令第一号) (抄)

(配置従事者の身分証明書)

第一百五十七条 法第三十三条第一項の身分証明書の交付を申請しようとする者は、様式第八十四による申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類(第二号に掲げる書類に限る。)については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真



二 申請者が配置員であるときは、雇用契約書の写しその他配置販売業者のその配置員に対する使用関係を証する書類

第百五十八条 (略)

2 前項の身分証明書の有効期間は、発行の日から発行の日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。

## 2. 諸外国の例

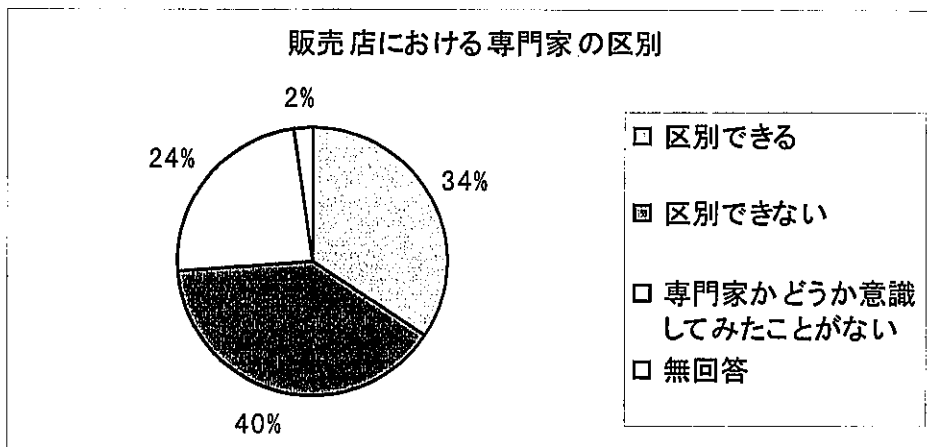
フランス：薬剤師、調剤助手はそれぞれを示すバッジの着用義務がある（具体的には、薬剤師は蛇マークの名札、調剤助手は乳鉢マークの名札を着用）。

アメリカ：薬剤師は、写真付きの名札に薬剤師と明示。

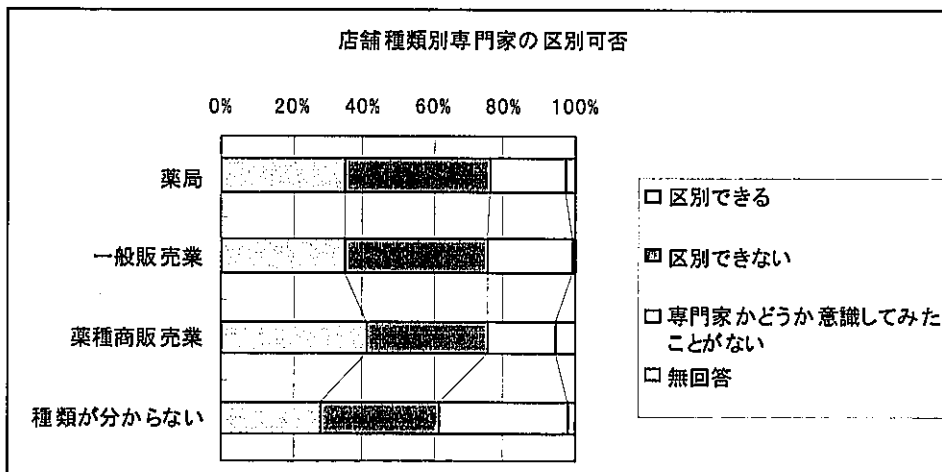
## 3. 消費者アンケート調査における回答内容

### ○専門家（薬剤師・薬種商）の識別

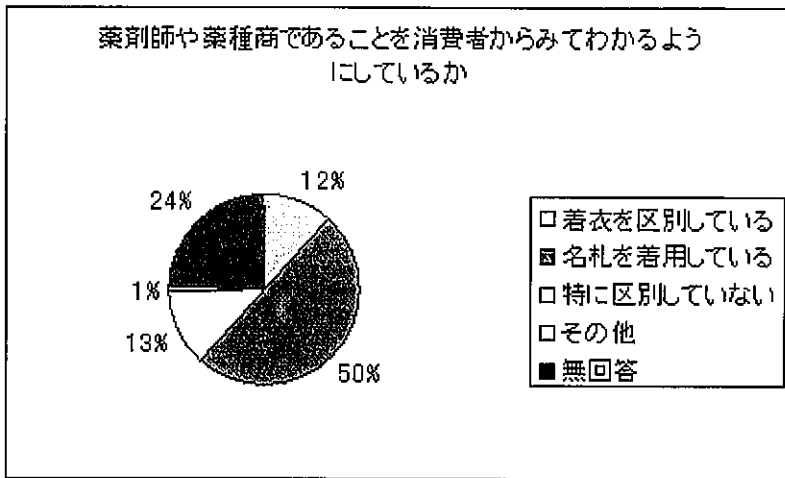
（最もよく利用する）販売店で誰が専門家（薬剤師又は薬種商）であるか区別できますか。



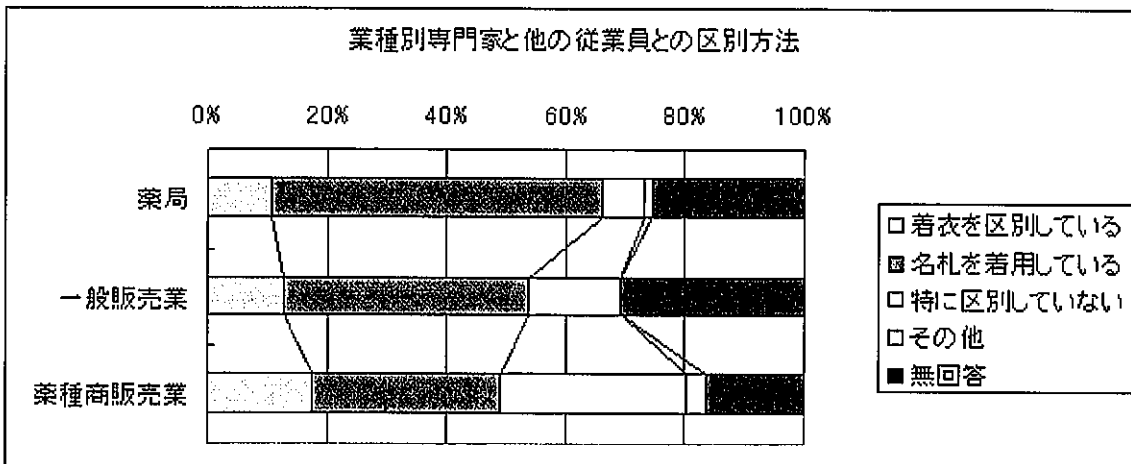
### ○店舗種類別専門家の区別可否



○薬剤師や薬種商であることを名札や着衣等で他の従業員と区別して、消費者からみてわかるようにしていますか。



○販売業の種類別専門家と他の従業員との区別方法



**(論点21) 情報提供の内容が消費者に十分に理解されるための  
外箱等への表示や文書の活用について、どう考えるか。**

**(1) 外箱への表示のメリット等について**

消費者への情報提供において、外箱に表示することによる利点として、以下のようなものが考えられるが、どうか。

また、外箱に表示することに伴う問題点としては、以下のようなものが考えられるが、どうか。

＜利点＞

- ・ 消費者が手にとって見やすいこと
- ・ 消費者が購入する前に一定の内容を知ることができること

＜欠点＞

- ・ 医薬品の直接の被包と比べ、外箱は購入後すぐ捨てられる可能性が高いこと
- ・ 外箱の文字が小さくなると読みにくくなる可能性があること
- ・ 外箱の情報量が多いと、特に重要な点がぼやける可能性があること

**(2) 外箱への表示と添付文書への記載との関係**

外箱は、表示することができるスペースに限りがあることを考慮すると、必要な情報の記載における外箱と添付文書との役割分担について、どう考えるか。また、添付文書を購入前に見られるようにすることについて、どう考えるか。

**(3) その他の情報提供の方法**

対面による情報提供、外箱への表示、添付文書への記載の他に、消費者への情報提供に資する伝達手段としてはどのようなものがあるか。

**(4) 文書の活用について**

消費者の理解に資するため、口頭での説明に代えて、又は口頭での説明に加えて文書を活用することについて、どう考えるか。

## 《参考》

### 現在の外箱等への表示内容

○一般用医薬品の使用上の注意記載要領について（平成11年8月12日 医薬発第983号）（各都道府県知事あて 厚生省医薬安全局長通知）

標記については、昭和52年8月10日薬発第840号薬務局長通知「一般用医薬品使用上の注意記載要領について」（以下「旧通知」という。）により、その適切な運用に努めてきたところであるが、重要な情報が一般使用者に確実に伝達されるよう、一般使用者にとって、より見やすく、わかりやすいものとするため、別添のとおり、「一般用医薬品の使用上の注意記載要領」を定めたので、下記の点に御留意の上、貴管下関係業者等に対し周知徹底を図るとともに、一般用医薬品の使用上の注意に関する指導につき特段の御配慮を願いたい。

なお、一般用医薬品の添付文書の記載事項について、新たに平成11年8月12日医薬発第984号医薬安全局長通知「一般用医薬品の添付文書記載要領について」（以下「添付文書記載要領」という。）により定めたので、申し添える。

おって、旧通知は廃止するとともに、本通知の写しを（社）日本医師会会長、（社）日本歯科医師会会長、（社）日本薬剤師会会長、（社）日本病院薬剤師会会長、日本製薬団体連合会会長、（社）日本医薬品卸渾全会会長あてに発出することとしている。

#### 記

#### 1. 適用の範囲

本記載要領は、一般用医薬品の添付文書等に記載される使用上の注意に適用されるものであること。

#### 2. 実施時期等

今後記載する使用上の注意は、原則として本記載要領に基づくものとする。ただし、既に旧通知に基づいて記載されている使用上の注意については、平成14年3月末日までに、本記載要領に基づいた記載に改めること。

なお、添付文書に記載された使用上の注意の本記載要領に基づく変更は、添付文審記載要領に基づく添付文書の変更に併せて行うこと。

#### 3. その他

使用上の注意において、重要な事項の記載内容を変更したときは、その変更の趣旨及び内容を薬局及び医薬品販売業者に対し周知徹底すること。

（別添）

#### 一般用医薬品の使用上の注意記載要領

#### 第1 使用上の注意の記載に際しての原則

1. 一般用医薬品の「使用上の注意」は、薬事法第52条第1号の規定に基づき、一般用医薬品の適正な使用を図り、安全を確保するために、一般使用者に対して必要な情報を提供す

る目的で当該医薬品の製造業者又は輸入販売業者が医薬品の添付文書又はその容器若しくは被包に記載するもあであること。

2. 「使用上の注意」に記載する内容は、原則として、次の事項を含むこと。

- (1) 一般用医薬品に共通の注意事項及び同一薬効群に共通の注意事項
- (2) 当該医薬品の効能又は効果、用法及び用量、副作用、剤形・形状等からみて必要な注意事項
- (3) 当該医薬品の保管及び取扱い上の注意事項

なお、本要領にいう「副作用」とは、当該医薬品を使用した結果、人体に発現する有害反応をいう。

3. 記載順序及び要領は、原則として「第2記載項目及び記載順序」及び「第3各項目の記載事項」に掲げるものに従うほか、次によること。

- (1) 内容からみて重要と考えられる事項については、記載順序として前の方に配列すること。
- (2) 原則として、記載内容は2項目以上にわたり重複しないこと。
- (3) 各項目は「第2記載項目及び記載順序」に掲げる項目名を明示した上で記載すること。ただし、「その他」にあつては「その他」という項目名は使用せず、個々に項目名を設定すること。また、「してはいけないこと」、「相談すること」及び「その他の注意」については、項目名を粹で囲む等により目立つように記載すること。

4. 添付文書の記載に際しては、一般使用者が理解しやすく自ら判断できる内容とするために、平易な表現で簡潔に記載すること。

5. 一般使用者に正確に情報を伝えるために、適宜、図表やイラストを用いる等の工夫をすること。

6. 既に記載されている注意事項の削除又は変更は、十分な根拠に基づいて行うこと。

7. 当該医薬品の有効性・安全性に関して重要な新しい情報が加わった場合には、添付文書の記載内容を検討して適切な内容に変更すること。

8. 次の事項については、外部の容器又は外部の被包の使用者の目にとまりやすい場所に、別途記載すること。

- (1) 次の人は使用(内服剤の場合には「服用」とする。以下、本書已載要領において同じ。)しないこと
- (2) 次の部位には使用しないこと
- (3) 副作用が発現すると重大な事故につながるおそれがある作業等に関する事項
- (4) 添付文書の必読に関する事項
- (5) 医薬品の保管に関する事項
- (6) 医薬品である旨
- (7) その他、外部の容器又は外部の被包に記載することが適当と考えられる事項

## 第2 記載項目及び記載順序

1. してはいけないこと

- (1) 次の人は使用しないこと
- (2) 次の部位には使用しないこと

(3) 本剤を使用している間は、次のいずれの医薬品も使用しないこと

(4) その他

## 2. 相談すること

(1) 次の人は使用前に医師、歯科医師又は薬剤師に相談すること(歯科医師については、歯科医師が関係する場合にのみ記載すること。以下同じ。)

(2) 次の場合は、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師又は薬剤師に相談すること。

(3) その他

## 3. その他の注意

## 4. 保管及び取扱い上の注意

### 第3 各項目の記載要領

#### 1. してはいけないこと

(1) 次の人は使用しないこと

ア. 適応症(効能又は効果)の範囲内であっても、疾病の種類、症状、合併症、既往歴、家族歴、体質、妊娠の可能性の有無、授乳の有無、年齢、性別等からみて使用すべきでない人について、一般使用者が自らの判断で確認できる注意事項を記載すること。

イ. 適応症の範囲以外で、誤って使用されやすい類似の疾病や症状がある場合には、その内容を記載すること。

(2) 次の部位には使用しないこと

(1) に準じて記載すること。

(3) 本剤を使用している間は、次のいずれの医薬品も使用しないこと

同種同効の医薬品又は相互作用を起こしやすい医薬品との併用に関する注意事項を記載すること。

(4) その他

ア. 当該医薬品の乳汁への移行性等から乳児に対する危険性がある場合には、当該医薬品の使用期間中は授乳しない又は授乳期間中に当該医薬品を使用しない旨の注意を記載すること。

イ. 副作用が発現すると重大な事故につながるおそれがある作業等に関する注意事項がある場合には、その副作用の内容及びそのような作業に従事しない旨の注意を記載すること。

ウ. アルコール等の食品と相互作用を起こす可能性がある場合には、当該医薬品の使用中には、その食品を摂取しない旨の注意を記載すること。

エ. その他、重大な副作用又は事故を防止する目的で当該項目に記載することが適当であると判断される事項があれば記載すること。

#### 2. 相談すること

(1) 次の人は使用前に医師、歯科医師又は薬剤師に相談すること

疾病の種類、症状、合併症、既往歴、家族歴、体質、妊娠の可能性の有無、授乳の有無、年齢、性別等からみて、副作用による危険性が高い場合若しくは医師又は歯科医師の治療を受けている人であって、一般使用者の判断のみで使用することが不適当な場合

について、記載すること。

(2) 次の場合は、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師又は薬剤師に相談すること

ア. 副作用のうち、当該医薬品の使用を続けると症状が重くなったり、症状が長く続く恐れのあるものについて記載することとし、一般使用者が判断できる初期症状を主に記載すること。

イ. 副作用の内寄は一般的な副作用とまれに発生する重篤な副作用に分けて、表形式にする等わかりやすいよう工夫して記載すること。

ウ. 副作用の記載に当たっては、最初に、一般的な副作用について発現部位別に症状を記載し、次に、まれに発生する重篤な副作用について副作用名毎に症状を記載すること。

なお、重篤な副作用の発現時には医療機関を受診する旨を記載すること。

エ. 一定の期間又は回数使用しても症状の改善がみられない場合に関する注意事項も本項目に記載すること。期間又は回数は、可能な限り具体的な数値で記載すること。

(3) その他

上記(1)及び(2) に分類されない相談すべき注意事項があれば記載すること。

### 3. その他の注意

(1) 当該医薬品の薬理作用等から予想される作用で劣って、容認される軽微なものがある場合には、その作用が起り得る旨を記載すること。

(2) その他、1及び2に分類されない使用上の注意があれば記載すること。

### 4. 保管及び取扱い上の注意

保管及び取扱いに関する一般的注意事項として、主として次のような事項を記載すること。

(1) 温度、湿度、日光等に関する注意があれば記載すること。

(2) 小児の手の届かない所に保管すべき旨の注意を記載すること。

(3) 他の容器に入れかえることは、事故のもとになったり、品質保持の観点からも好ましくないので、その旨を記載すること。また、携帯容器が添付されている場合は、その容器以外の容器に入れかえない旨の注意を記載すること。

(4) その他、当該項目に関して必要な事項があれば記載すること。